

平成20年度

指導の重点



京都府教育委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 新しい時代を拓く ^{ひら} 教育の推進 | 1 |
| 学校教育指導の重点 | |
| 平成20年度の努力点 | 5 |
| 基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の充実 | |
| 1 特色ある学校づくり | 6 |
| 2 学習指導 | 7 |
| 3 進路指導 | 8 |
| 4 特別支援教育 | 9 |
| 5 幼稚園教育 | 10 |
| 6 へき地教育 | 10 |
| 7 定時制・通信制教育 | 11 |
| 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 | |
| 1 道德教育 | 12 |
| 2 人権教育 | 13 |
| 3 生徒指導 | 14 |
| 4 芸術文化活動 | 15 |
| 5 体育・スポーツ活動 | 16 |
| 6 健康安全教育 | 17 |
| 社会の変化に対応する教育の推進 | |
| 1 国際理解教育 | 18 |
| 2 環境教育 | 19 |
| 3 情報教育 | 20 |
| 教職員の資質能力の向上 | |
| 1 教職員の使命と責任 | 21 |
| 2 教職員研修 | 21 |
| 社会教育指導の重点 | |
| 平成20年度の努力点 | 23 |
| 生涯学習社会の実現 | |
| 1 生涯学習の振興 | 24 |
| 2 現代的課題に関する学習活動の推進 | 25 |
| 3 社会教育関係団体などとの連携・協力 | 25 |
| 4 社会教育施設・設備の総合的な活用 | 26 |
| 人権教育の推進 | |
| 1 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進 | 27 |
| 2 人権に関する多様な学習活動の充実 | 27 |
| 家庭・地域社会の教育力の向上 | |
| 1 家庭の教育力の向上 | 28 |
| 2 地域社会の教育力の向上 | 28 |
| 文化・スポーツの振興 | |
| 1 文化活動の促進 | 29 |
| 2 文化財の保護と活用 | 29 |
| 3 生涯スポーツの推進 | 30 |
| 資料 | |
| 答申・施策等の一覧 | |

新しい時代を拓く教育の推進

今日、国際化、高度情報化、少子高齢化など変化の激しい社会の中で、我が国の教育は大きな転換期にあり、様々な教育改革が進められている。京都府においては「『京の子ども、夢・未来』プラン21 - 京都府の教育改革 - 」に基づき、時代の進展等に対応した教育改革に取り組んでいるところである。京都府の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。

この教育の目標を達成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、この変化する社会に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めることが必要である。京都府教育委員会は、市町村教育委員会との連携・協力の下に、学校教育と社会教育の緊密な連携を進め、地域の実態に即して、特色ある教育活動を創造するため、以下のことを重点として推進する。

1 生涯学習の基盤を培う学校教育の充実

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、勤労と責任を重んじ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努め、生涯にわたる学習の基盤を培うことを目標とする。

(1) 個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

学校においては、自ら考え、主体的に判断し、表現したり、行動したりすることができる資質や能力を身に付けた児童生徒を育成するため、基礎・基本を徹底して学力の充実・向上を図り、一人一人の個性を伸ばす教育の充実に努める。

また、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実に努め、たくましく生きるための健康や体力の向上に努める。

さらに、人間としての在り方生き方に関する教育の一環として進路指導を位置付け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の連携を深めるとともに、キャリア教育を充実し学校の教育活動全体を通じて進路希望の実現を図る。

人権教育については、あらゆる教育活動を通して推進し、豊かな人権感覚と人権尊重の実践的態度をはぐくむことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習や啓発の充実に努める。

また、健康でうるおいのある心豊かな生活を営むため、生涯にわたって実践できる体育・スポーツ活動や芸術文化活動の充実に努める。

(2) 社会の変化に対応する学校教育の推進

学校においては、生涯にわたって学び続ける基盤を培うという観点に立ち、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容の徹底を図り、社会の激しい変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい人間の育成に努める。

特に、国際化に対応した国際理解教育、自然と人間の調和を目指す環境教育及び高度情報化に対応した情報教育を積極的に進める。

(3) 府民の信頼を高める学校づくりの推進

学校においては、学校週5日制の下、家庭・地域社会と一体となって教育活動の充実に努めるとともに、学校評価などを活用しながら開かれた学校づくりを進め、信頼される学校づくりを推進する。

また、教職員評価制度の活用などを通して教職員の資質能力の向上に努めるとともに、安心・安全な教育環境づくりを推進する。

2 生涯学習の振興を図る社会教育の充実

社会教育においては、基本的人権の尊重を基盤に、生涯にわたる学習課題を明確にして、学習機会の拡充を図り、府民の自発的な学習活動を推進することを目標とする。

(1) 生涯学習推進のための学習環境の総合的な整備・充実

府民が生涯にわたり、多様な学習活動を主体的に行うことのできる生涯学習社会を実現するため、地域の特性を生かした学習環境の計画的・総合的な整備を促進し、その充実に努める。

また、学習内容が多様化・高度化する中で、優れた資質と専門的能力を有する指導者の養成と確保に努めるとともに、学習情報の提供や学習相談など、府民の学習活動を多方面から支援する。

(2) 心豊かな社会をつくる自発的な学習活動の推進

府民一人一人がいきいきと暮らせる社会を築くため、社会の変化に対応し、生涯にわたって学習に取り組むための支援が必要である。

とりわけ、青少年の社会性や豊かな人間性などをはぐくむため、学校・家庭・地域社会が連携を強めながら、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるとともに、家庭の教育機能を充実するための学習機会の拡充を図る。

人権教育については、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動の充実に努める。また、男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識を深めるための学習活動を充実する。

さらに、文化財や伝統文化の保存・伝承・活用に努め、京都の特色を生かした新しい文化を創造していくとともに、生涯にわたりスポーツ活動を通じた健康や生きがいづくりに取り組む。

平成20年度の努力点

各学校は、学習指導要領、「指導の重点」及び「『京の子ども、夢・未来』プラン21 - 京都府の教育改革 - 」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にした創意ある教育課程を編成し、日々の教育活動の充実を図る。また、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において基礎・基本を徹底して、確かな学力の向上を図るとともに、豊かな人間性をはぐくみ、健康や体力を育成するため、以下のことを本年度の重点課題とする。

1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- (1) 校種間連携を推進することにより、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努める。
- (2) 児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣の確立を図るとともに、すべての教科等における言語活動を充実させる。
- (3) 「子どものための京都式少人数教育」の趣旨を生かし、児童生徒の実態に応じた指導方法の工夫改善を推進する。
- (4) 発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進のため、個別の指導計画に基づく授業改善を図る。

2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- (1) 「京の子ども 明日へのとびら」などの資料を適切に活用し、心の教育の充実を図る。
- (2) 「人権学習資料集」等を活用して、学習内容の工夫・改善を図るとともに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、その中で、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組む。
- (3) 不登校やいじめの未然防止の取組を積極的に進めるとともに、児童生徒の規範意識の醸成を図る。
- (4) 「体力づくりの指導の手引き The First Step」の授業実践事例集を活用して、児童生徒の体力向上の取組を推進する。
- (5) 児童生徒の健康で安全な生活を確保し、生命を大切にすることをはぐくむため、組織的・計画的に健康安全教育を推進する。

3 府民の信頼を高める学校づくり

- (1) 学校評価、学校評議員制度の活用を図るとともに、学校運営協議会制度の趣旨を理解し、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) 家庭や地域社会の教育機能を生かした教育の充実を図るため、学社連携を推進するとともに、保護者の願いを適切に受けとめるために作成した「信頼ある学校を創る」等の資料を有効に活用し、府民の期待に^{こた}える学校経営を進める。
- (3) 教員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「『教師力』向上のための指針」の示す人材育成の方向性を踏まえ、学びと気づきによって一人一人の教員の資質能力の向上を図る。

基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の充実

1 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成に努める。

そのため、学校の伝統や校風を大切にし、地域や学校の実態を十分考慮した教育目標と、それを実現する指導体制により、学校評価などを実施し組織的・計画的・継続的な実践に努める。

具体的対応

- (1) 教育課程の編成に当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校の課題を明確にした教育目標の具現化を図るため、特色ある教育内容の創造に努める。
- (2) 教育課程の実施に当たっては、全体計画と年間指導計画の充実に努め、児童生徒に基礎的・基本的な内容を身に付けさせ、学力の充実・向上を図るとともに、その個性、能力の十分な伸長に努める。
- (3) 各学校においては、教育活動や学校運営についての学校評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、学校評議員制度の充実や保護者・地域の人々の学校運営への参加促進など、地域の力を活用することにより、家庭及び地域社会から信頼される学校づくりに努める。
- (4) 「総合的な学習の時間」については、学校における全教育活動との関連の下に、全体計画を各教科等との関連を明確にしながら作成し、地域や学校、児童生徒の実態などに応じて、学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう努める。

校種別目標

小・中学校

- (1) 個性を伸ばし、意欲と能力を育てる教育の充実による学校の活性化
- (2) 地域の自然や産業、文化、人材などを積極的に生かした教育の推進

高等学校

- (1) 地域や学校の実態を考慮した特色ある教育課程の編成
- (2) 学校外の人材や組織・機関などを活用した教育の推進

特別支援学校

体験的活動を取り入れ、多様な教育的ニーズに対応した特色ある教育課程の編成

2 学習指導

個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲と自ら考える態度を育てる。

また、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、校種間連携の下、国語力の育成を基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進め、自ら学ぶ力の育成に努める。

具体的対応

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程を適切に実施するとともに、授業改善を進める。
- (2) 指導内容の精選と重点化を図り、授業時数を確保しながら綿密な指導計画に基づき指導する。
- (3) 指導目標を明確にして、児童生徒に知識・理解はもとより、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、少人数授業による学習内容の習熟の程度に応じた指導やチームティーチングなどの指導方法、少人数学級などの指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- (4) 学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価を一層重視するとともに、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、きめ細かな指導とその改善に生かす。
- (5) 「総合的な学習の時間」では、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにするとともに、「総合的な学習の時間」で身に付けた力を各教科等の学習の中で生かす。
- (6) 「京都府子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、司書教諭などを中心に教職員が連携して、読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、読書活動の充実や図書資料の活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努めるとともに、学習・情報センターとしての学校図書館の計画的な利用を進める。
- (7) 特別活動の実施に当たっては、望ましい集団活動や体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、ガイダンスの機能を生かして個性の伸長に努める。

校種別目標

小学校

- (1) 基礎学力診断テストや全国学力・学習状況調査などを活用した学習状況の的確な把握と習熟の程度に応じるなど個に応じた指導による学力の充実・向上
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習などによる学習意欲の喚起
- (3) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の定着

中学校

- (1) 学力診断テストや全国学力・学習状況調査などを活用した学習状況の的確な把握と習熟の程度に応じるなど個に応じた指導による学力の充実・向上
- (2) 学習に対する興味と関心を高め、自ら学ぶ態度を育てる指導方法の工夫改善
- (3) 家庭と連携し、自ら学ぶ力を生かした学習習慣の確立

高等学校

- (1) 学校や生徒の実態を踏まえた目標を設定するなど、個に応じた指導による学力の充実・向上
- (2) 教科指導体制の充実と指導方法の改善による原級留置・中途退学の解消

特別支援学校

- (1) 障害の状態、発達段階、特性などに応じた指導内容の精選と指導の充実
- (2) 領域・教科を合わせた指導など指導方法の工夫改善

3 進路指導

人間としての在り方生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒一人一人の目的意識を高め、キャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

そのため、教育活動全体を通じて、ガイダンスの機能を充実することにより、児童生徒が自己の能力・適性、興味・関心などを的確に把握し、自己実現を図ることができるよう、校種間等の連携を強めて組織的・計画的・継続的な進路指導を推進する。

具体的対応

- (1) 学級活動、ホームルーム活動においては、進路指導の年間計画に基づいて系統的な指導・援助に努める。
- (2) 進路相談を充実して、児童生徒を多面的に理解し、より豊かに自己を生かす能力や態度の育成に努める。
- (3) 啓発的経験を得させる活動を充実するとともに、組織的・系統的なキャリア教育を推進する。
- (4) 適切な進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適正にその活用を図る。
- (5) 進路指導にかかわる校内体制を充実するとともに、家庭や関係諸機関との十分な連携を図る。
- (6) キャリア教育に関する指導力を高めるための研修を充実する。

校種別目標

小学校

自己の特性に気付かせながら将来への希望を持たせ、それを達成しようとする意欲や態度を育てる指導の推進

中学校

- (1) 進路希望の実現を目指す学力の充実・向上と組織的・計画的・継続的な進路指導の充実
- (2) 進路指導資料の整備・活用と個に応じた進路相談の徹底

高等学校

- (1) 目的意識を明確化させる系統的な進路指導の充実
- (2) 進路希望の実現に向け、学力向上を図るための指導と進路選択能力の涵養^{かん}の徹底

特別支援学校

- (1) 自立し社会参加する能力の育成を図る指導の充実
- (2) 進路希望の実現に向け、産業現場等における実習など個に応じた指導の充実

4 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

また、すべての幼児児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導を計画的に行う。

具体的対応

- (1) 学習指導要領に基づき、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成し、自立し社会参加する資質や能力を育てる。
- (2) 交流及び共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会の理解と認識を深めるための啓発に努める。
- (3) 各学校や関係諸機関と連携し、相談を重視した就・修学の指導や進路指導の充実に努める。

校種別目標

小・中学校

- (1) 校内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に運用するなど、障害のある児童生徒を学校全体として支援する校内体制の充実
- (2) 特別支援学級及び通級指導教室における個別の指導計画による個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善
- (3) 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対する個別の指導計画の活用と指導方法の工夫改善
- (4) 障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の策定の推進
- (5) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深める指導の充実

高等学校

- (1) 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けるなど、学校全体として支援する校内体制の整備
- (2) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深める指導の充実

特別支援学校

- (1) 障害の重度・重複化及び多様化に対応した専門的な教育機能の向上と校内体制の整備
- (2) 自立活動の指導の充実及び個別の指導計画による個に応じた指導の推進
- (3) 高等部における職業教育の充実
- (4) 医療、保健、福祉、労働などの関係機関、家庭及び地域社会との連携の推進並びに個別の教育支援計画の策定と活用
- (5) 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

5 幼稚園教育

幼児期の発達の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての指導を中心として人間形成の基礎を培う。

そのため、幼児との信頼関係を築き、教育環境を創造するように努める。

具体的対応

- (1) 各幼稚園においては、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、創意を生かした特色ある園づくりに努める。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、教育期間や幼児の生活経験、心身の発達の過程などに配慮するとともに、地域の実態に即応したものとする。
- (3) 保育に当たっては、多様な体験や読書に親しむ活動などを積極的に取り入れ、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにするとともに、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で必要に応じて身に付けたり、基本的人権尊重の精神の芽生えを培ったりするように援助する。
- (4) 障害のある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など園全体として支援する体制整備と支援内容の充実を図る。
- (5) 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うため、家庭や保育所、小学校などとの連携を強化する。

6 へき地教育

へき地、小規模及び複式形態の特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童生徒の育成を図る。

具体的対応

- (1) へき地、小規模の特性を踏まえ、個に応じた指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。
- (2) 複式学級の指導においては、児童生徒の実態に即し、効果的で効率的な指導計画の作成と指導形態の工夫改善に努める。
- (3) 恵まれた自然や地域の産業、伝統文化など地域の素材を積極的に取り上げ、特色ある教育実践に努める。
- (4) 校内の集団生活や合同授業、学校間の多様な交流を組織的・計画的に推進する。
- (5) へき地における学校、教職員の役割を自覚し、家庭、地域社会との連携及び学校間の研究実践の交流に努める。

7 定時制・通信制教育

定時制・通信制教育の目的に沿い、生徒の就・修学の促進を図り、働きながら学ぶことの意義を自覚させるとともに、生涯学習の観点や多様な生徒の実態を踏まえた的確な教育実践を進める。

また、家庭、職場、中学校、関係諸機関、地域社会などと連携を強化しながら、生徒一人一人の学習や進路などの課題の解決に努める。

具体的対応

- (1) 定時制においては、多様化する生徒一人一人の実態に即した適切な指導を行い、就労と学習の規則正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、指導内容や指導方法に工夫改善を加え、学校生活全体を通じて学習意欲の喚起と学力の向上に努める。
- (2) 通信制においては、多様な生徒の実態に即して、レポート、スクーリングなどの学習指導に工夫改善を図る。加えて、受講指導、学習方法の指導や生活面の相談など個別指導を重視して、生涯にわたって学び続ける意欲と態度を育てるとともに、学力の向上に努める。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1 道徳教育

生命を大切に作る心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」のかなめとして、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。特に、道徳の時間においては、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図ることによって道徳的実践力の育成に努める。

具体的対応

- (1) 道徳教育の全体計画、学級における指導計画及び道徳の時間の年間指導計画の改善、充実を図るとともに、これらに基づく指導の徹底に努める。
- (2) 学校の創意工夫を生かしたボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの豊かな体験活動及び豊かな心を育てる読書活動などを展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- (3) 道徳の時間では、「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとした効果的な資料の活用や豊かな体験活動を生かす工夫、地域の人々の協力などによる多様な指導を展開し、内面に根ざした道徳的実践力の育成を図る。
- (4) 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法などについての研修を深め、道徳の時間をはじめとする道徳教育の充実に努める。
- (5) 授業公開、豊かな心をはぐくむ資料の活用等を通して、学校における道徳教育に対する保護者や地域社会の理解を深めるよう努める。
- (6) 家庭や地域社会と一体となって、好ましい人間関係、豊かな感性や社会性などを培う道徳的実践を促す環境づくりに努める。

校種別目標

小学校

人間としてよりよく生きるための基礎・基本を育てる指導の充実

中学校

人間としてのよりよい生き方についての自覚を深める指導の充実

高等学校

人間としての在り方生き方に関する指導を通じた道徳性を育てる教育の充実

特別支援学校

自分のよさを伸ばそうとする意欲を高め、明るい生活態度を養う指導の充実

2 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にしたい教育の推進を図る。また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。

具体的対応

- (1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」と「指導の重点」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実し、日常的な点検をしながら実践に努める。
- (2) 人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する。
- (3) 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。
特に、課題の見られる児童生徒については、家庭との連携を強化し、個々の課題に即したきめ細かな指導を進める。
- (4) 校種間の連携及び学校間の交流を強化するとともに、人権学習資料集等を活用し、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進する。
- (5) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に努める。
- (6) 様々な人権問題の解決を目指す総合的な取組を推進するため、社会教育や関係行政機関との連携を強化するとともに、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

校種別目標

小学校

- (1) 個々の課題に即した指導による基礎学力の定着・向上
- (2) 身近な問題について、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度の育成

中学校

- (1) 個に応じた指導の徹底を基盤とした進路指導の充実
- (2) 様々な人権問題の正しい理解と問題解決のために行動できる技能や能力の育成

高等学校

- (1) 社会的自立の促進を図る個別指導の徹底
- (2) 様々な人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けて実践する態度の育成

特別支援学校

障害の状態と発達段階に即した指導による心豊かでたくましく生きる力の育成

3 生徒指導

人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通じて、児童生徒の個性の伸長と社会的資質・能力・態度の育成を図り、よりよい人格の形成を促す。

そのため、ガイダンスの機能の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて、校内指導体制を確立し、組織的・計画的な指導を推進する。

具体的対応

- (1) 児童生徒と教職員及び児童生徒相互の心のふれあいを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 学習におけるつまずきやおくれなどが問題行動の要因となり得ることを踏まえ、目的意識を持たせ、学習意欲を育てるよう努める。
- (3) 特別活動においては、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成を図るとともに、存在感、充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (4) 不登校やいじめなどについては、個々の事象に対応できる教育相談機能を充実させるとともに、状況に応じて効果的な対応を組織的に行い、その未然防止と解決に向けた総合的な取組の充実を図る。とりわけ、いじめの問題については、日頃から児童生徒等が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見と早期対応に努める。
- (5) 学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義や重要性について、学級活動・ホームルーム活動や道徳、さらに非行防止教室等を積極的に活用しながら、繰り返し指導を行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図る。
- (6) 生徒指導の機能を生かした教育活動の展開に努める。
- (7) 家庭、地域社会や関係諸機関との連携を強め、情報モラルについて指導するとともに、児童生徒の学校外の活動への参加を促すなど、児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。
- (8) 児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

校種別目標

小学校

- (1) 基本的な生活習慣の確立と発達段階に応じた判断力、自律心の育成
- (2) 好ましい友人関係の育成と体験的活動を通じた社会性の伸長

中学校

- (1) 主体的な規律ある生活の確立と、生命や人権の尊重を基盤とした正しい判断力と実践力の育成
- (2) 好ましい人間関係の育成と体験的活動を通じた自主性、自発性の育成

高等学校

- (1) 自他の生命や人権の尊重を基盤とした正しい判断力と実践力の育成
- (2) 人間としての在り方生き方を深く考えさせ、社会の一員としての自覚を促す指導の充実

特別支援学校

- (1) 児童生徒の実態に合わせた活動を通し、正しい価値観と判断力の育成
- (2) 家庭・地域社会や福祉施設などとの連携による基本的な生活習慣と社会性の育成

4 芸術文化活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承、発展及び新しい芸術文化の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

具体的対応

- (1) 芸術文化活動を教育活動全体に関連付けて適切に行い、児童生徒の個性を生かした主体的、創造的な活動への支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 平成23年に京都で開催される第26回国民文化祭に向け、芸術文化活動のより一層の活性化を図るため、教育成果を発表する適切な場を設定し、学校間、校種間及び地域社会との連携・交流を積極的に推進する。
- (3) 身近にある地域の文化や文化財を教材として取り扱うことや、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりすることに努めるなど、教育活動の中で伝統文化を学ぶ機会を拡充し、我が国及び諸外国の文化や伝統を尊重する態度の育成を図る。
- (4) 授業や部活動などにおいて、優れた地域の芸術家や、芸術文化活動の指導者、文化財保護に携わる者などと教職員が協力して指導を行う取組を促進する。

校種別目標

小学校

- (1) 身近な自然や芸術文化への積極的なかかわりと豊かな表現活動の重視
- (2) 学芸的行事、クラブ活動の充実と発表会などへの参加の促進

中学校

- (1) 表現・鑑賞活動を通じた創造の喜びや共通の感動体験の重視
- (2) 学芸的行事、文化部活動の充実と発表会などへの積極的な参加

高等学校

- (1) 芸術文化諸活動を通じた優れた美的体験の重視と芸術的な能力の育成
- (2) 文化部活動の充実と活性化及び各種芸術祭などへの積極的な参加

特別支援学校

- (1) 児童生徒の表現・創造意欲の育成と個性を伸ばす指導の充実
- (2) 豊かな感受性や表現力の伸長と各種発表会への参加

5 体育・スポーツ活動

健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく豊かで生きがいある生活を営むため、生涯を通じて、体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。

具体的対応

- (1) 体育・スポーツ活動を教育活動全体を通じて適切に行い、特色ある学校体育の充実を図る。
- (2) 運動することの楽しさや喜びを体験させるとともに、新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、校種及び各校の実態に即した取組により、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (3) 競技スポーツの充実のため、家庭、校種間、地域のスポーツクラブ、競技団体等との連携により、体育クラブ及び運動部活動の充実・発展と一貫指導体制の確立を図る。

校種別目標

小学校

- (1) 豊かで楽しい運動経験を通じた体力づくりの工夫
- (2) 体育的行事や体育クラブの充実、地域の大会やスポーツクラブへの積極的な参加など児童の発達段階に応じた競技スポーツの特性にふれさせる特色ある活動の推進

中学校

- (1) 個に応じたスポーツの楽しみ方や実践の仕方を身に付けさせるための指導方法の工夫
- (2) 体育的行事や運動部活動の充実、各種大会や地域のスポーツクラブへの積極的な参加、高等学校との連携などによる競技力の向上

高等学校

- (1) 生涯にわたるスポーツ習慣を形成するための指導方法の工夫
- (2) 特色ある運動部活動の充実、強化運動部の指定などによる水準の高いスポーツ活動の継続・発展及び競技力の向上

特別支援学校

体育・スポーツ活動への興味・関心の高揚及び大会などへの積極的な参加と交流の推進

6 健康安全教育

健康安全に関する総合的な認識を高め、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、社会的自立の基礎を培うことにより、たくましい実践力を身に付けた児童生徒を育成する。
そのため、学校においては、家庭や地域社会との連携を強化し、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

具体的対応

- (1) 健康安全教育の推進体制を機能させ、自ら健康な生活を営むことができる望ましい行動への変容を図り、児童生徒の実態に即した保健教育と保健管理を徹底する。
- (2) 喫煙・薬物乱用などの防止、各種の感染症や生活習慣病の予防など健康に関する現代的課題に適切に対応する。また、性の逸脱行為や若年層の性感染症の増加を踏まえ、エイズに関する指導を含む性教育を生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、教職員の共通理解の下に、発達段階に応じた指導内容や指導方法を工夫し、保護者等の理解を得ながら、系統的・総合的に推進する。
- (3) 危機管理体制を整備・充実し、学校独自の「危機管理マニュアル」を検証し改善することにより、教職員がその意識を高め、保護者・地域社会・関係機関等と連携して、あらゆる教育活動において幼児児童生徒の安全確保に努める。
- (4) 事故災害などの実態を明らかにして教材化し、安全指導と安全管理を徹底する中で、危険予測・回避能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。特に、日常的な安全管理に関する対策、自転車の安全な利用の促進を含む交通安全指導の徹底及び地震防災安全教育の充実を図る。
- (5) 教職員の共通理解のもとに食に関する指導計画を策定し、教育活動全体を通じて食育を推進する。
- (6) 生きた教材としての学校給食の活用をはじめ、郷土の産物や食文化への理解の促進など、各地の特色を生かし家庭や地域社会と連携した食育の取組を推進する。
- (7) 安全かつ安心な学校給食を実施するため、「学校給食衛生管理の基準」を踏まえ、衛生管理の徹底を図る。

校種別目標

小学校

- (1) 心身の健康の基礎となる基本的な生活習慣を形成する能力と態度の育成
- (2) 身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度の育成
- (3) 望ましい食習慣を身に付けた健康的な生活を自ら実践する能力と態度の育成

中学校

- (1) 自ら心身の健康上の課題に適切に対処する能力と態度の育成
- (2) 自分や他者の危険を予測し、自ら安全な行動がとれる能力と態度の育成
- (3) 食生活を自己管理する能力と態度の育成

高等学校

- (1) 生涯を通じて自らの心身の健康を適切に管理し、改善する能力と態度の育成
- (2) 二輪車等による事故防止など、あらゆる機会を通じた自他の安全に貢献できる能力と態度の育成
- (3) 健康の保持増進に向けた食生活を実践する能力と態度の育成

特別支援学校

障害や疾病についての理解と健康で安全な生活を営むための能力と態度の育成

社会の変化に対応する教育の推進

1 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

具体的対応

- (1) 国際社会に生きる日本人の育成という観点から、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れて、年間指導計画に位置付けるとともに、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 自分の考えを持ち、相手に伝わるように表現しようとする態度を養うとともに、外国の人々とのコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 国際化が進展する中、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てる。
- (4) 海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導に努める。

校種別目標

小学校

我が国の文化と伝統を理解し尊重するとともに、異文化を理解し尊重する資質や能力の育成

中学校

日本人としての自覚を持ち、広い視野から、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力の育成

高等学校

国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる能力と態度の育成

特別支援学校

児童生徒の実態に合わせた異文化理解及びコミュニケーションの能力と態度の育成

2 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

そのため、教職員の共通理解の下に、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。

具体的対応

- (1) 環境教育にかかわる各教科等の指導内容とそれらの関連付けを明確にした年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。
- (2) 児童生徒や地域の実態を踏まえ、体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。
- (3) 脱温暖化社会と循環型社会づくりを目指し、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関の連携を図り、それぞれの教育機能を生かした環境教育の推進に努める。

校種別目標

小学校

身近な環境に意欲的にかかわり、問題を見だし、考え判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる態度の育成

中学校

環境にかかわる事象の因果関係や相互関係を把握し、問題解決能力及び環境の保全や改善に主体的に取り組む態度の育成

高等学校

環境にかかわる諸問題を総合的に考え判断し、望ましい選択と意思決定を行う能力及びよりよい環境の創造活動に主体的に取り組む態度の育成

特別支援学校

身近な環境に親しみ、具体的な活動や体験を通して、環境の保全や改善に取り組む意欲と態度の育成

3 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じ、「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に参画する態度」で構成される情報活用能力の育成に努める。特に、情報の価値についての認識を高めるとともに、情報モラルに関する指導の充実に努める。

また、学校における教育の情報化を推進するため情報教育の総合的・計画的な取組に努める。

具体的対応

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を用いた問題解決能力等を育成するなど、教育活動全体を通じて情報活用能力の育成が図れるように、各教科等の学習内容と情報教育の目的や内容との関連付けを明確にした年間指導計画を作成し、総合的・計画的な指導に努める。
- (2) 個人情報の取扱い、著作権などについて配慮するとともに、学校全体で体系的な情報モラルの指導に取り組む。

校種別目標

小学校

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段に慣れ親しみ、身近な道具として適切に使いこなせる能力と態度の育成
- (2) プライバシーの保護や著作権などの基礎的な情報モラルやマナーの育成

中学校

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を主体的に学び、他者とコミュニケーションを行う道具として積極的に活用する能力と態度の育成
- (2) 情報化の影の部分についての理解の深化と情報モラルの育成

高等学校

- (1) 教科「情報」の学習及び情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段の活用を通して、主体的に学び考え、自分の意見を的確に表現できる能力と態度の育成
- (2) 多様な目的のための情報活用能力の育成と情報通信ネットワークなどの活用に伴う倫理観の育成

特別支援学校

児童生徒の実態に合わせた情報手段及び教育機器の積極的な活用と情報活用能力の育成

教職員の資質能力の向上

1 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、府民の信託と期待に^{こた}えなければならない。

具体的対応

- (1) 教職員は、人間の成長や発達についての深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、ボランティア活動など広く社会とかかわり、学校の内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするよう努める。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努めることにより、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるよう努める。
- (3) 教職員は、豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努めるとともに、常に計画的・継続的な教育実践に取り組み、公教育を推進する。

2 教職員研修

教職員は、不断の研鑽^{さん}によって自己の人格の陶冶^やを図るとともに、その職務の遂行に当たっては、社会の変化を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に^{こた}えるよう努めなければならない。

具体的対応

- (1) 校長は、年間研修計画などを策定するとともに、研修組織を整備し、教職員の研修と研修成果の発表の機会を設定して、学校の教育力の向上に努める。
特に、初任者及び10年経験者研修の趣旨を踏まえ、勤務校研修の充実に努める。
- (2) 教職員は、京都府総合教育センターや本府などが行う各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、常に指導力の向上に努める。
特に、中堅教員は、教育活動の中心としての自覚を持ち、力量の向上に努める。
- (3) 国の研究機関、大学・大学院、民間企業などでの研修参加者の研修成果の活用とその普及を図る。
- (4) 公教育を進める研究会は、教育委員会との密接な連携の下に教育水準の維持、向上を図るため、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を進める。

平成20年度の努力点

社会教育においては、「指導の重点」や「『京の子ども、夢・未来』プラン21 - 京都府の教育改革 - 」を踏まえ、社会の様々な教育機能を有機的に関連付け、人生の各時期に応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、府民が生涯にわたって学び続けることのできる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、同和問題など様々な人権問題についての学習活動の推進を図る。

そのため、京都府教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれの役割を明確にし、他の行政機関も含めた関係機関相互の連携を強めながら、NPOなど民間における取組も視野に入れた教育活動の企画・推進を図り、以下のことを本年度の重点課題とする。

1 生涯学習社会の実現

- (1) 生涯学習社会に対応する推進体制の整備をはじめ、幅広い分野を視野に入れた社会教育の計画的な推進を図るとともに、学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用し学社連携を進めながら、生涯学習の振興に努める。
- (2) 社会の変化に対応する豊かな教養と高い識見が求められている社会教育関係職員の専門性を高めるため、研修を充実する。

2 人権教育の推進

人権という普遍的文化を構築するため、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭における基本的な生活習慣の形成をはじめ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するため、学習活動の充実を図るなど家庭教育の振興に努める。
- (2) 学校週5日制の下、土曜日等を有効に活用し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を拡充するとともに、地域の様々な人々が絆を強め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。
- (3) 学校・家庭・地域社会の連携を強め、子どもの体験活動や読書活動、家庭教育への支援など、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努める。

4 文化・スポーツの振興

- (1) 府内各地の優れた文化を理解し、文化財の保護と活用を図るとともに、正しく継承・発展させる取組を充実する。
- (2) 京都府広域スポーツセンターの各種事業を活用し、総合型地域スポーツクラブの未設置市町村におけるクラブ創設促進及び既設クラブの活動充実を図るための取組を推進する。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興

「京都OWN学習プラン」(京都府生涯学習振興基本構想)を指針として、府民が心豊かで充実した生活を求めて、生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

具体的対応

- (1) 社会教育と学校教育との連携の強化に努め、学校などを社会教育活動の場として積極的に活用し、生涯の各時期に応じた学習機会の拡充を図る。
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成と確保に努め、学習の成果を生かす場や機会の充実に努める。
- (3) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関などとの連携を図り、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実に努める。
- (4) 生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進め、府民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努める。

ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じるため、市町村や関係機関・団体などとの連携の強化に努める。
- (2) 社会教育施設や学校などにおけるボランティア活動を促進するため、研修機会の充実に努める。
- (3) 社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成に努める。

情報・コミュニケーション技術の活用

- (1) 情報収集機能の充実に努めるとともに、生涯学習関連施設などとの情報通信ネットワークの最大限の活用に努める。
- (2) インターネットや衛星通信などを利用した教育システムの積極的な活用の促進に努める。
- (3) 生涯学習関連施設などにおいて情報活用能力を身に付ける学習機会の充実に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

具体的対応

- (1) 我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動の充実を図る。
- (2) 様々な環境問題や人間と環境とのかかわりについて正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材育成に向けた学習活動の充実に努める。
- (3) 高度情報化が進展する中で、情報の果たす役割や影響を理解するとともに、情報モラルの確立や情報活用に関する学習活動の充実に努める。
- (4) 社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するため、多様な学習プログラムの開発に努め、学習機会の充実に努める。
- (5) 高齢者がいきいきと生活するための多様な学習機会の提供に努めるとともに、地域活動など学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。
- (6) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活が営める環境づくりに向けて、関係機関・団体との連携を図るとともに、学習機会の充実に努める。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

府民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、活性化に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

具体的対応

- (1) 社会教育関係団体の実態を踏まえ、学習課題の設定や学習プログラムの編成ができるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育関係団体が主体的に活動できるよう、相談への適切な対応や必要な情報提供に努める。
- (3) 社会教育関係団体などの指導者を養成するための研修の充実に努める。
- (4) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関との連携の強化に努める。

4 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習社会に対応するため、府立の図書館、婦人教育会館、少年自然の家、郷土資料館などの機能の充実を図るとともに、府及び市町村の社会教育施設・設備のそれぞれの特性を生かした総合的な活用を促進する。

具体的対応

- (1) 府立図書館を中核とした京都府図書館総合目録ネットワークを活用するとともに、子どもの読書活動を推進するための啓発や関係職員の研修機会の提供などにより市町村立図書館などの支援に努める。
- (2) 府立婦人教育会館（ふれーる）では、男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識が深まるよう研修、交流、情報交換を行い、その活用の充実を図る。
- (3) 府立少年自然の家（グリーンパル南山城・グリーンパルるり溪）では、子どもたちの自然体験活動や集団宿泊生活など、豊かな体験を通じた学習活動を推進し、その活用の促進を図る。
- (4) 府立郷土資料館（ふるさとミュージアム山城・ふるさとミュージアム丹後）では、学校教育との連携を図るとともに、府民の生涯学習の振興に努める。
- (5) 府及び市町村の社会教育施設間や他の行政機関などが所管する関連施設との積極的な連携に努める。
- (6) 府民の学習ニーズに^{こた}え、視聴覚教材の整備・充実に努める。

人権教育の推進

1 一人一人の尊厳を大切にすると人権教育の推進

「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

具体的対応

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等といった様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実を図る。
- (2) 学校、地域、家庭、職域など身近な生活の場において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。
- (3) 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動の一層の充実を図る。

2 人権に関する多様な学習活動の充実

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

具体的対応

- (1) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実を図るとともに、人権教育資料などの効果的な活用を促進するなど学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (2) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努める。
- (3) 府内各地域での学習活動を効果的に推進するため、学校及び関係機関・団体などと連携した総合的な取組の促進に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、学校・地域社会と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

具体的対応

- (1) 生命を大切にすする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を進めるための学習活動を推進するとともに、親やこれに準ずる人の役割や協力の重要性について理解の促進に努める。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の形成の重要性について理解の促進を図る。
- (4) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭における読書の重要性について理解の促進を図る。
- (5) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てなどに関する情報の提供に努めるとともに、地域の実態を踏まえた身近な場での交流や相談活動を推進する。
- (6) 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努めるとともに、その指導者の養成を図る。
- (7) 家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加を促進するとともに、学校・地域社会及び関係機関・団体との連携に努める。

2 地域社会の教育力の向上

地域の人々の力を結集して、地域での様々な体験機会を拡充するとともに、障害のある子どもも一緒に参加できるようなプログラムの工夫に努める。また、その活動を通して、青少年の健全育成に努めるとともに、地域の様々な人々が絆を強め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

具体的対応

- (1) 青少年教育施設や社会教育施設はもとより、学校の人的・物的機能の効果的活用に努めるとともに、関係機関・団体などとの連携を深め、子どもの安心・安全な活動の場の整備に努める。
- (2) ボランティア活動や自然体験活動、様々な人々との多様な交流など活動の機会の充実に努める。
- (3) すべての子どもが様々な活動に、より主体的に参加できるよう、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダー養成に努める。
- (4) 子どもの体験活動などへの親や地域の人々、さらには高校生など若い世代の積極的なかわりを奨励するとともに、人々の活動意欲が活動に結びつくよう情報提供やコーディネート機能の充実に努める。
- (5) 子どもの地域における活動を充実させるため、指導者の資質向上と府民への啓発・広報に努める。
- (6) 青少年団体・スポーツ団体に関する活動の情報提供や指導者の育成を通じて、子どものより豊かな活動の場の拡充に努める。
- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。

文化・スポーツの振興

1 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進に努める。

具体的対応

- (1) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域における多様な文化活動の促進を図る。
- (2) 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に触れる機会の提供に努める。
- (3) 文化活動を行っている団体や個人が共同した取組ができるよう、関係機関や指導者との連携に努める。
- (4) 国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (5) 地域の文化活動の拠点となる施設の体系的な整備を促進するとともに、その有効な活用を図る。
- (6) 平成23年に京都で開催される第26回国民文化祭の成功を目指し、府民への啓発に努めるとともに、地域の特色を生かした文化活動の促進を図る。

2 文化財の保護と活用

京都府の歴史や文化を考える上で欠くことのできない資料である府内の文化財は、豊富で質が高く、文化の向上と発展の基礎をなすものであり、現在に受け継がれている各地域の文化財を大切に保護するとともに、府民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る。

具体的対応

- (1) 「京都府文化財保護条例」の趣旨に沿って文化財を調査し、所有者などがその保護と活用に努めるよう理解と協力を促しながら指定、登録等を進める。
- (2) 広く府民の間に文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、普及啓発に努める。
- (3) 府立郷土資料館（ふるさとミュージアム山城・ふるさとミュージアム丹後）を中心に、地域の歴史や文化の特性を生かした資料の調査、収集、展示、講習会などを行い、活用の充実を図る。
- (4) 市町村と連携し、それぞれの文化財保護条例に基づく保護施策を促進する。
- (5) 府内にある文化財の保護と活用を図るため、所有者、市町村及び関係機関・団体との連携に努める。

3 生涯スポーツの推進

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、健康でいきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、府民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

具体的対応

- (1) だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの年齢や体力、目的に応じて、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツの推進に努める。
- (2) 生涯スポーツ推進のため、市町村・学校・地域・関係団体等との連携を図り、それぞれの地域の特色を生かした「総合型地域スポーツクラブ」の育成を促進するとともに、各クラブの活動の充実を図る。
- (3) 「する」スポーツはもとより「みる」・「ささえる」スポーツの実践を推進することにより、府民のスポーツに対する関わり方の拡大に努めるとともに、そのニーズに対応するため、スポーツ活動の企画・運営者、指導者、ボランティア等の育成を図る。
- (4) 府全域にわたる総合的なスポーツイベントの充実やトップアスリートと府民の交流を深めるなど、府民がより一層スポーツに興味・関心を持つことができる機会や内容の充実に努める。
- (5) 子どもたちが、幼児期から家庭や地域の人々と一緒に運動やスポーツに親しむ機会を設け、体を動かす楽しさを味わうとともに、体力の向上を図ることができる環境づくりに努める。
- (6) 府民に夢や感動を与える競技スポーツをより一層推進するため、優れた資質を有した人材を幅広く発掘し、効率的・効果的に育成・強化できる一貫した指導体制の構築を促進することにより、国内はもとより国際レベルでも活躍する競技者の育成に努める。

答申・施策等の一覧

| 年月 | 京 都 府 | 年月 | 国 |
|-------|--|-------|---|
| 13. 4 | 新KYOのあけぼのプラン ー京都府男女共同参画計画ー | 13. 1 | 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議最終報告 「21世紀の特殊教育の在り方について」 |
| 13. 7 | 「京の子ども、夢・未来」プラン21 ー京都府の教育改革ー | 13.12 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 |
| 14. 1 | 府立学校の在り方懇話会「まとめ」 高校教育部会「新しい多様で柔軟な教育システムの構築に向けて」 障害児教育部会「ノーマライゼーションに対応した障害児教育の推進に向けて」 | 14. 2 | 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」 |
| 14. 3 | 府立養護学校の再編整備計画 | 14. 3 | 人権教育・啓発に関する基本計画 |
| 14.12 | まなび教育推進プラン [H14年度版] | 14. 4 | 完全学校週5日制実施 |
| 15. 3 | 府立高校改革推進計画 | 14. 7 | 中央教育審議会答申 「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 |
| 15. 7 | 府立高校改革推進計画に基づく第1次実施計画 | 14. 8 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 |
| 15.12 | まなび教育推進プラン [H15年度版] | 14. 9 | 中央教育審議会答申 「子どもの体力向上のための総合的な方策について」 |
| 15.12 | 地域と人をむすび育てるIT活用プラン | 14.12 | 障害者基本計画 |
| 16. 3 | 京都府スポーツ振興計画 | 15. 3 | 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議最終報告 「今後の特別支援教育の在り方について」 |
| 16. 3 | 京都府子どもの読書活動推進計画 | 15. 3 | 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 |
| 16. 3 | 京都府男女共同参画推進条例 | 15. 3 | 不登校問題に関する調査研究協力者会議報告 「今後の不登校への対応の在り方について」 |
| 16. 7 | 府立高校改革推進計画() | 15. 7 | 少子化社会対策基本法 |
| 16.12 | まなび教育推進プラン [H16年度版] | 15. 7 | 次世代育成支援対策推進法 |
| 16.12 | 地域と人をむすび育てるIT活用プラン [H16年度版] | 15.10 | 中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」 |
| 16.12 | 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例 | 15.12 | 小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改正等 |
| 17. 1 | 新京都府人権教育・啓発推進計画 | 16. 1 | キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書 ～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～ |
| 17. 2 | 「『京の子ども、夢・未来』プラン21」の見直し | 16. 1 | 中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」 |
| 17. 3 | 府立高校改革推進計画に基づく第2次実施計画 | 16. 2 | 文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」 |
| 17. 3 | 不登校児童生徒の民間施設に係るガイドライン | 16. 3 | 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」 |
| 17. 3 | きょうと未来っ子いきいき推進計画(次世代育成支援計画) | 16. 3 | 中央教育審議会生涯学習分科会(審議経過の報告) 「今後の生涯学習の振興方策について」 |
| 17. 3 | ー京都府障害者基本計画ー キラリ 21～それぞれの明日、京都から～ | 16. 4 | 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 |
| 17. 3 | 体力づくり指導の手引き「The First Step」作成 | 17. 1 | 中央教育審議会答申 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」 |
| 17. 4 | 学校評価全校本格実施 | 17. 2 | 中央教育審議会答申 「我が国の高等教育の将来像」 |
| 17. 7 | 府立高校改革推進計画に基づく第3次実施計画 (山城地域における府立学校再編整備計画) | 17. 4 | 個人情報保護法全面施行 |
| 17.10 | 京都府文化力による京都活性化推進条例 | 17. 4 | 栄養教諭制度導入 |
| 17.12 | まなび教育推進プラン [H17年度版] | 17. 6 | 食育基本法 |
| 17.12 | 生涯スポーツ社会実現プラン [H17年度版] | 17.10 | 中央教育審議会答申 「新しい時代の義務教育を創造する」 |
| 17.12 | 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画及びアクションプラン | 17.12 | 中央教育審議会答申 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」 |
| 18. 1 | みんなで読もう！1000万冊読書キャンペーン開始 | 18. 1 | 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議[第二次とりまとめ] 「人権教育の指導方法等の在り方について」 |
| 18. 3 | 府立高校改革推進計画に基づく第4次実施計画 | 18. 1 | 教育改革のための重点行動計画 |
| 18. 4 | 教職員評価全校本格実施 | 18. 2 | 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会(審議経過報告) |
| 18. 4 | 栄養教諭制度導入 | 18. 3 | 食育推進基本計画 |
| 18. 8 | 第30回全国高等学校総合文化祭「京都総文」開催 | 18. 7 | 中央教育審議会答申 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」 |
| 18. 9 | 義務教育に係る政策研究会報告 「京都府の義務教育の更なる飛躍に向けて」 | 18. 9 | スポーツ振興基本計画改定 |
| 18.10 | 教育情報ポータルサイト「京ナビ」運用開始 | 18.11 | 高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議報告書～普通科におけるキャリア教育の推進～ |
| 18.12 | まなび教育推進プラン [H18年度版] | 18.12 | 教育基本法改正 |
| 18.12 | 生涯スポーツ社会実現プラン [H18年度版] | 19. 1 | 中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」 |
| 19. 1 | 京都府食育推進計画 | 19. 1 | 教育再生会議第一次報告 |
| 19. 3 | 「京の子ども 明日へのとびら」(心の教育学習資料集)作成 | 19. 2 | 文化審議会答申 「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」 |
| 19. 6 | 「教師力」向上のための指針 | 19. 3 | 中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」 |
| 19. 9 | 「親のための応援塾」スタート | 19. 3 | 中央教育審議会答申「今後の給与の在り方について」 |
| 19.10 | 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例 | 19. 6 | 教育再生会議第二次報告 |
| 19.11 | みんなで読もう！1000万冊読書キャンペーン達成 | 19. 6 | 学校教育法等の一部を改正する法律 |
| 19.11 | 「信頼ある学校を創る 学校に対する苦情への対応」作成 | 19. 6 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 |
| 19.11 | 体力づくり指導の手引き「The First Step」実践事例集作成 | 19. 6 | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 |
| 19.12 | 京都版高校生数学コンテスト | 19. 7 | IT戦略本部「重点計画ー2007」 |
| 19.12 | まなび教育推進プラン [H19年度版] | 19.11 | 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 (教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ) |
| 19.12 | 府立学校キャリア教育推進プラン [H19年度版] | 19.12 | 教育再生会議第三次報告 |
| 19.12 | 生涯スポーツ社会実現プラン [H19年度版] | | |